

「マクロ経済スライド」中止と最低保障年金制度創設を求める意見書

政府は2015年1月30日に、2015年4月から年金への「マクロ経済スライド」を発動することを決めました。向こう30年にわたって年金や賃金の上昇よりも毎年約1%ずつ目減りさせようというもので、現在35歳の青年が年金受給者となる30年後には彼らが受け取る年金の水準は現在よりも3割も低くなるというものであります。

年金の削減は消費を冷え込ませ、不況を一層深刻にし、国や地方の経済にも負の影響を与えることが懸念され、年金のさらなる削減は、政府が経済政策の柱にしている「経済の好循環」に逆行するものでもあります。

年金制度の改定によって、若者を中心に年金離れが一層進み、年金制度への信頼はさらに低下し、公的年金制度の空洞化が懸念されます。

また、将来の現役世代の保険料負担が重くなりすぎないように、保険料水準がどこまで上昇するのか、また、そこに到達するまでの毎年度の保険料水準を法律で定められました。

政府には、日本国憲法第25条ならびに国民年金法（1959年11月施行）の諸規定を遵守する義務があり、そのためには若者も高齢者もだれもが安心できる年金制度の確立が不可欠であります。年金の引き下げではなく、最低保障年金制度の実現こそ待たれているものであります。

このような事態を踏まえて、高齢者の生活と地域経済を守るためにも、下記の事項について強く要請します。

記

1. 「マクロ経済スライド」の発動を中止し、年金のさらなる削減を行わないこと。
2. 最低保障年金制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年6月25日

滋賀県蒲生郡日野町議会
議長 杉浦 和人